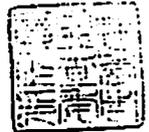


輪島市監査公表第 23 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月29日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月18日（金） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 既存建物耐震改修促進事業については、所有者自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅が対象で、耐震改修工事の一部を補助する制度である。申請を受けた順に耐震診断・耐震設計・事前相談（構造補強・筋かいの設置位置等）をしながら事業に取り組んでいることが伺われた。今後も、補助事業の周知を図り、地震による建物の倒壊等の防止・市民の安全性の確保の目的に向け、引きつづき事業を推進されたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 公営住宅使用料の滞納について

滞納額が多額の方等には、分納誓約書を作成し負担の軽減を図る等、納付の取り組みに努めているが、依然として滞納が発生している。引きつづき滞納額削減に向け取り組んでいただきたい。